

厚木市地域福祉計画（第6期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

厚木市地域福祉計画（第6期）は、高齢者、障がい者、子ども及び若者が抱える複雑化・複合化する課題やニーズに対して、相談や支援等に必ずつながる社会をつくるために、地域住民や行政が連携しながら解決を図る必要があることから、地域住民がお互いに理解し合い、共に支え合う地域社会を計画的に推進するために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

- ア 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- ウ 厚木市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に補完・連携する計画
- エ 第10次厚木市総合計画の個別計画
- オ SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画
- カ 再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する再犯防止推進計画を包含した計画
- キ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条に規定する成年後見制度利用促進基本計画を包含した計画

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

地域、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

2 現状

現行計画（第5期）は、地域包括ケア社会の実現に向け、基本理念に「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を掲げ、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなどの施策を行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携し、推進してきました。

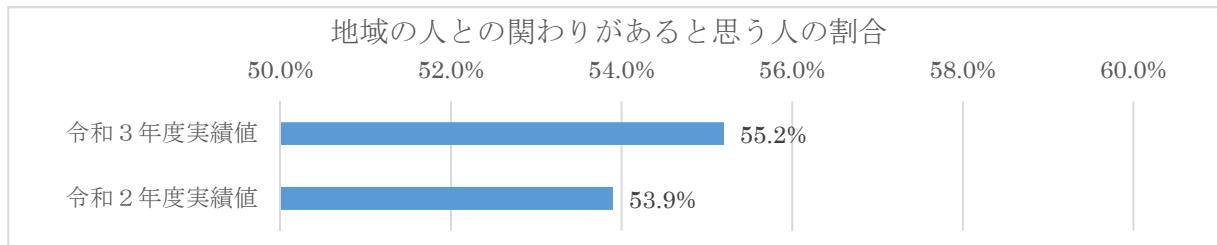
令和3（2021）年度に実施した市民実感度調査では、地域福祉、生きがいづくりについて、「地域の人と日常生活で関わりがある」と回答した人の割合は、「はい」が55.2%と令和2（2020）年度から1.3ポイント上昇しています。

新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、地域住民の交流や見守り活動などに大きく影響を及ぼしていますが、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現について、「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が50.3%と目標値を0.3ポイント超え、「支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実している」と回答した人の割合は、38.2%と目標値を0.2ポイント超える結果となっています。

【令和3（2021）年度市民実感度調査】

（1）市の施策による市民の行動の変化「地域福祉・生きがいづくりについて」

【対象：厚木市在住の満18歳以上の男女（外国人住民を含む）】



（2）市の施策に対する実感度「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための実現について」

単位：(%)

項目(n)	そう 思 う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	そ う あ ま り な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
地域福祉活動の推進(950)	11.5	38.8	30.7	14.8	4.1	50.3	18.9
高齢者、障がい者就労・生きがいづくりに対する支援(923)	8.5	34.8	35.9	15.6	5.3	43.3	20.9
高齢者福祉施設の整備などの充実(899)	9.2	35.4	37.9	13.5	4.0	44.6	17.5
高齢者に対する支援の充実(910)	10.5	34.8	35.9	13.3	5.4	45.3	18.7
障がい者に対する支援の充実(859)	7.6	31.0	42.3	13.2	6.1	38.6	19.3
包括的な支援体制の充実(883)	6.6	31.6	39.0	17.0	5.9	38.2	22.9

3 課題

現行計画（第5期）では、「住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち」、「互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち」を基本目標に掲げた地域づくりを進めてきましたが、市民実感度調査では、「地域の人と日常生活で関わりのある」と回答した人の割合は55.2%であり、約半数の人が地域の人と関りがないことから、引き続き、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりを推進する必要があります。

（1）社会的孤立の顕在化

少子高齢化が進む中で、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増えたことにより、地域における住民のつながりが薄れ、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっています。

（2）つながりが実感できる地域づくり

地域では地域住民が主体となった居場所づくり、各地区の地域福祉推進委員会では各種事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との接触を控えた結果、事業の開催回数や参加人数などが減少しました。

実施に当たっては、対象者や状況に応じた開催方法のほか、介護予防などを踏まえた居場所づくりの検討が必要となっています。

(3) 担い手の不足

地域では、見守り活動や居場所づくり、地域で支え合う人づくりに向けた取組が行われていますが、民生委員・児童委員などの地域福祉の担い手不足により、担い手が一部の地域住民に偏ってしまうことが懸念されます。

(4) 地域を支えるネットワークの必要性

社会情勢やライフスタイルの変化により、生活様式や価値観が変わる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が地域の課題を把握し、共有・連携して福祉活動をする必要があります。

(5) 老いること・障がいがあること等に対する理解の不足

令和7（2025）年には、65歳以上の5人に1人が認知症になるという推計¹もあり、85歳以上では約4割の高齢者がり患するとされていることから認知症に対する理解が必要です。

また、障がい者が社会生活を営むためには、近隣住民や職場の同僚など周囲の理解が不可欠です。令和4（2022）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障害福祉サービス利用実態調査を行った結果、障がい者の35.3%が、障がいや障がい者に対する理解が不足していると回答しています。

精神障がいや発達障がいなど、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

(6) 判断能力の不十分な人の増加

今後も、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、障がい者が増加するとともに、家族関係の希薄化もあり、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し支援する成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

(7) 様々な課題を抱えた人への支援

経済的な課題や社会的な孤立などの様々な課題を抱えた支援を必要とする人への相談支援に当たっては、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などに応じて包括的に受け止め、早期に支援につなげていくことが必要です。

(8) 地域社会とのつながりの希薄化

様々な課題を抱え支援を必要とする人の継続的な支援に当たっては、公的な福祉サービスを活用するだけでなく、地域とのつながりや支え合いの中で、相談者に社会とのつながりを実感していただくことが重要です。

(9) 複雑化・複合化する支援ニーズの増加

地域包括支援センターにおける総合相談件数は年々増加し、医療・介護・福祉などの異業種間の連携も進んでいますが、社会的孤立やひきこもり、各制度の狭間にある問題もあり、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような解決が困難なケースが増えています。

¹ 出典 厚生労働省認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

(3) 基本目標

ア 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

イ 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

ウ 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

5 主な取組

(1) 見守り活動の充実

地域住民のちょっとした変化にも気付くことができる、地域におけるゆるやかな見守り活動を推進するとともに、民間事業者と地域見守り協定を締結するなど、見守り体制の重層化を図ります。

(2) 地域における居場所づくり

地域住民が主体となった居場所づくりを支援し、地域住民同士のつながりが実感できる居場所づくりを推進します。

(3) 地域で支え合う人づくり

「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割を持って、自分のできる範囲で活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 地域を支えるネットワークづくり

様々な地域課題の把握や社会資源の活用のため、地域福祉推進委員会を中心とする関係機関や地域住民などのネットワークを更に強化し、地域特性に応じた福祉活動を推進します。

(5) 福祉に対する理解の促進

福祉に対する理解が深まり、自分や相手を受け入れ、差別や偏見のない、お互いを尊重し合えるまちづくりを推進します。

(6) 権利擁護の推進

今後も、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、制度の周知及び理解を推進するとともに、高齢者や障がい者の特性に応じた支援体制を整えます。

(7) 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実

困りごとを抱えている人を包括的に受け止め、身近な窓口で相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な相談支援を実施します。

(8) 誰もが参加できる地域づくり

スーパー、コンビニ、診療所など生活利便施設にアクセスしやすい環境整備に取り組むとともに、関係機関が相互に連携・協力し、切れ目のない継続的な相談支援につなげ、人と人とのつながりを実感し、参加できる地域づくりを推進します。

(9) 多機関の協働による支援体制の充実

地域での複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークを活用した支援体制を強化します。

6 策定体制

(1) 庁内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 庁外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市地域包括ケア推進会議

ウ 厚木市地域福祉推進協議会

エ 厚木市成年後見制度利用促進協議会

